平成２４年１０月１日

各　　位

会　社　名　沖電気工業株式会社
代表者名　代表取締役社長執行役員 川崎秀一
コード番号　６７０３　東証・大証第１部
問合せ先　ＩＲ室長　野村重夫
電話番号　０３－３５０１－３８３６

東京証券取引所への「改善報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、過年度の決算短信等を訂正した件につきまして、平成24年９月14日付で株式会社東京証券取引所から、有価証券上場規程第502条第１項に基づき、その経緯および改善措置を記載した「改善報告書」の提出を求められておりましたが、本日別添のとおり提出いたしましたのでお知らせいたします。

別添書類：改善報告書

以　上

改善報告書

平成24年10月1日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長　斉藤 惇　殿

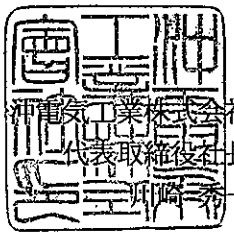

沖電気工業株式会社
代表取締役社長
[illegible]



このたびの当社連結子会社の不適切な会計処理（以下「本不適切な会計処理」という。）に関する過年度決算短信、有価証券報告書および内部統制報告書等（以下「過年度決算短信等」という。）の訂正の件につきまして、有価証券上場規程第502条第3項の規定に基づき、その経緯および改善措置を記載した改善報告書をここに提出いたします。

第1項　経緯

1．過年度決算短信等を訂正すべき事由を認識してから開示に至るまでの経緯

プリンタ事業を展開している当社連結子会社の株式会社沖データ（以下「ODC」という。）および、ODCの欧州販売事業を統括する当社連結子会社OKI EUROPE LTD.（以下「OEL」という。）は、平成23年4月以降、スペインでの販売を担当する当社連結子会社であるOKI SYSTEMS IBERICA, S.A.U.（以下「OSIB」という。）における売上債権の早期回収および滞留在庫の改善等を目的として同社に対する調査および改善計画の進捗のモニタリングを行っていたところ、平成24年6月初旬に、同社代表者による告白により、同社会計システムに記録されている数値自体が不正確なものであることを認識いたしました。

当社は、平成24年7月5日に、本不適切な会計処理が行われていた可能性がある旨、ODCから連絡を受けました。同月6日にOSIBの会計監査人であるErnst & Young S.L.（Spain）（以下「E&Y Spain」という。）に報告し、同月19日にはE&Y Spainの不正調査チーム（以下「E&Y FIDS」という。）による調査が開始されました。平成24年8月3日、E&Y FIDSによる調査の結果、OSIBにおいて実体を伴わない売上の計上、架空在庫の計上、簿外負債の存在および会計監査に係る銀行残高確認書類の偽造等が行われている疑いがあることが指摘されたほか、回収可能性に問題のある債権の存在も確認されました。

また、当社でも、ODCからの連絡を受けた平成24年7月初旬以降、現地にて実態究明を進めてまいりましたが、その調査の過程で本不適切な会計処理の疑いが生じたため、同年7月25日に社内調査委員会、同年8月6日に全社緊急対策本部を設置し、現地に調査メンバーを派遣するなど、事実関係の究明を行ってまいりました。

そして、本不適切な会計処理の概要を把握したこの段階で、当社取締役会の承認を経て、平成24年8月8日に、「当社海外連結子会社の不適切な会計処理および平成25年3月期第1四半期報告書提出遅延ならびに監理銘柄（確認中）への指定見込みに関するお知らせ」の適時開示を行いました。

２．過年度決算短信等を訂正するに至った経緯

２－１．外部調査委員会の設置

前記に記載のODC、OEL、E&Y FIDSおよび社内調査委員会による事前調査を経て、平成24年８月７日に、日本弁護士連合会が策定した「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に準拠して、当社およびその連結子会社（以下「当社グループ」という。）と利害関係のない弁護士２名および公認会計士１名から成る外部調査委員会を設置し、同月８日に当社取締役会でこれを承認いたしました。

外部調査委員会は、次の３名の委員により構成されました。

委員長　弁護士　　石井 和男（石井和男法律事務所）
委　員　公認会計士　丸山 琢永（プライスウォーターハウスクーパース株式会社）
委　員　弁護士　　岡村 英郎（石井和男法律事務所）

なお、プライスウォーターハウスクーパース株式会社等の公認会計士等26名が外部調査委員の指示の下、調査を補助し、E&Y FIDSも調査に協力をいたしました。また、OSIBはE&Y Spainによる会計監査を受けていましたが、E&Y FIDSは、OSIBの会計監査担当者とは全く独立して、外部調査委員による調査に先立つ事前調査に携わり、多岐にわたる不適切な会計処理の解明に取り組んでいたことから、外部調査委員会では早期の全容解明のためにはその協力が不可欠と判断し、外部調査委員会に対してのみ報告義務を負うことを誓約させた上で、調査の協力を得ることにしました。

２－２．外部調査委員会による調査目的

前記に記載のように、当社は、本不適切な会計処理に関する調査を外部調査委員会に委託いたしました。外部調査委員会に委託した調査では、当社の信頼回復および調査結果を社会に対し公表することを主眼としております。その調査事項は以下のとおりです。

（１）　本不適切な会計処理の動機や背景などの発生経緯の事実認定
（２）　優先株式の発行と本不適切な会計処理との関連の有無
（３）　当社グループにおける類似事象の存否
（４）　本不適切な会計処理により、過年度財務報告に及ぼす影響額の検証
（５）　本不適切な会計処理の認定事実の評価を通じた原因分析
（６）　再発防止策の提言

（２）項は、当社が平成22年10月８日付で発表し、同年12月22日付で第三者割当の方法で優先株式を発行していることから、調査の過程で併せ調査事項に加えることとしたものです。

２－３．外部調査委員会による調査内容（方法）

（１）OSIBにおける調査

OSIBの会計システムおよび同システム外に保存されている取引記録、会計記録を調査するとともにOSIBによる実地たな卸への立会い、金庫内に保管されていた書類等の実査等も実施いたしました。

（２）OSIB関係者および取引先に対するインタビュー

OSIBにおいて本不適切な会計処理に関与した関係者およびOSIBの取引先１社に対するインタビューを実施いたしました。

（3）OSIB 関係者のファイルおよびメールの内容解析

書面による同意を得た上で、OSIB 関係者のパソコンおよびサーバ内に残された電子ファイルおよび電子メール内容の調査を行いました。

（4）OEL、ODC、当社関係者に対するインタビューおよびファイルおよびメールの内容解析

事前調査への関与の可能性が考えられる OEL、ODC および当社の関係者に対するインタビューを実施し、書面による同意を得た上で、パソコンおよびサーバ内に残された電子ファイルおよび電子メール内容の調査を行いました。

（5）OEL、ODC、当社上層部に対するインタビューおよびメールの内容解析

事前調査の経緯や内容が伝えられていた可能性のある OEL、ODC および当社の上層部へのインタビューを実施し、書面による同意を得た上で、対象者のパソコンおよびサーバ内に残された電子メール内容の調査を行いました。

（6）書面による類似事象の在否調査

類似の不適切事案等の有無を調査するため、ODC の海外販売統括会社、ODC の販売会社に対し、書面による類似性調査を実施いたしました。

（7）会計監査人への質問およびヒアリング

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人に対して当社グループの会計監査の実施状況について、書面による質問およびヒアリングを実施いたしました。

（8）宣誓文書の入手

OSIB、OEL、ODC および当社の調査対象者および協力者から、宣誓文書を入手しました。

２－４．外部調査委員会による調査結果

（1）本不適切な会計処理の動機や背景などの発生経緯の事実認定

①プリンタおよび消耗品事業における不適切な会計処理

収益目標の達成を目的としてディストリビューターの販売能力を超える数量の商品販売を行った結果、当該ディストリビューターが過剰な在庫を抱え支払が停滞しそうになると、OSIB は一旦売上請求を取り消し、新しい日付で実体を伴わない売上請求書を発行（架空売上・売上債権の計上）していました。このようにして支払期限を延長する会計処理を繰り返すことにより、回収不能な売上債権を正常債権かの如く偽装していました。

さらに、手形割引やファクタリング等で確保した資金を、ディストリビューターに提供して、その資金を OSIB に送金をさせ、OSIB の売上債権が入金決済したかの如く偽装して、資金循環による回収不能な売上債権の隠蔽を行っていました。

また、これらは、実質的にはディストリビューターに対する資金の貸付であって、本来は貸付金として会計処理すべきですが、OSIB においては売掛金として処理されておりました。これらの仕組みによって売上債権の長期滞留化を指摘されないようにしていました。このような処理を繰り返した結果、実体を伴わない売上債権が増加してきました。

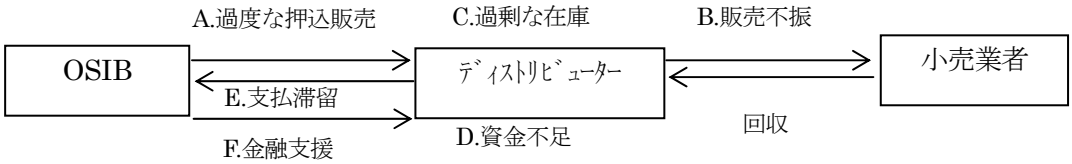

実体を伴わない売上・売上債権の計上（架空売上・売上債権の計上）は主に以下２パターンで行われておりました。１つ目は会計システム上で出荷が記録されているものであります。このため帳簿上の在庫は減少しますが、実際には出荷していないため帳簿外の在庫が発生することに繋がります。

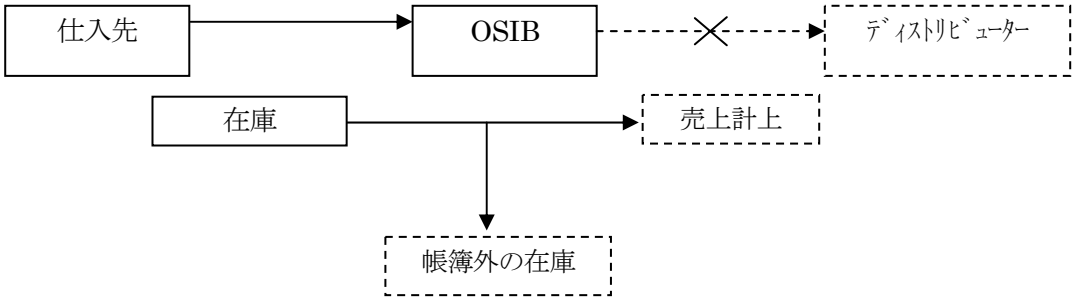

２つ目は会計システム上で出荷が記録されないものであります。この場合、帳簿上の在庫は変動せず、会計システム上では売上と売上債権のみ計上されることになります。

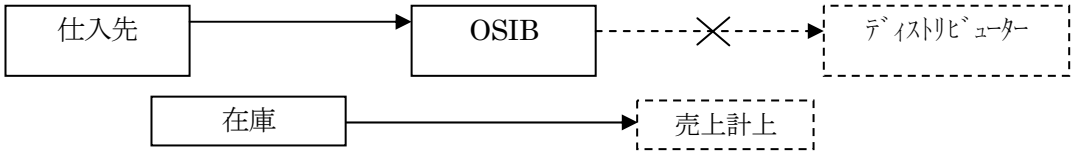

一般的に、会計システムにおいては、売上、売上債権、売上原価、在庫の計上、売上請求書の発行、商品の出荷などが連動しております。しかしODCでは、実際の商品出荷を伴わないような保守サービス商品群があったため、実際の商品出荷に連動しない処理ができるようなシステム仕様を採用しております。このため、上述のような架空計上の防止を目的として、各販売会社の管理部門が売掛金明細等を確認することによりシステム投入データの妥当性チェックを行うことになっておりました。ただし、OSIBではそのプロセスが機能しておりませんでした。

②テレビ販売活動における債務の未計上および売掛金過少計上

OSIBは平成18年より自主事業として仲介業者を通じてテレビ販売を行ってきました。しかし近年の液晶テレビの価格競争激化により仲介業者の資金繰りが悪化したことから、資金支援を目的に不正処理が行われました。この資金支援実施の背景には、OSIBにおいては、大きなビジネスに成長したテレビ販売活動を止めるわけにはいかなかったこと、仲介業者との密接な関係を維持することなどがあったものと思われます。これらの不正処理を大別すると、(i) テレビ製造会社に対する仲介業者の仕入れ債務を肩代わりするために行われた処理と、(ii) 仲介業者に対する売上債権を隠蔽するために行われた処理の２パターンありました。(i) 仕入債務の肩代わりにおいては、実質連帯保証となっていた債務を計上せず、テレビ製造会社への債務返済には、借入金、他社からの入金等を流用して隠蔽する不正処理が行われていました。また、(ii) 売上債権の隠蔽においては、実在しない未着品や在庫の計上、実在しない預金への振替、借入および他社からの入金を流用した売掛金の消し込み等により、仲介業者売上債権の減額偽装が行われていました。

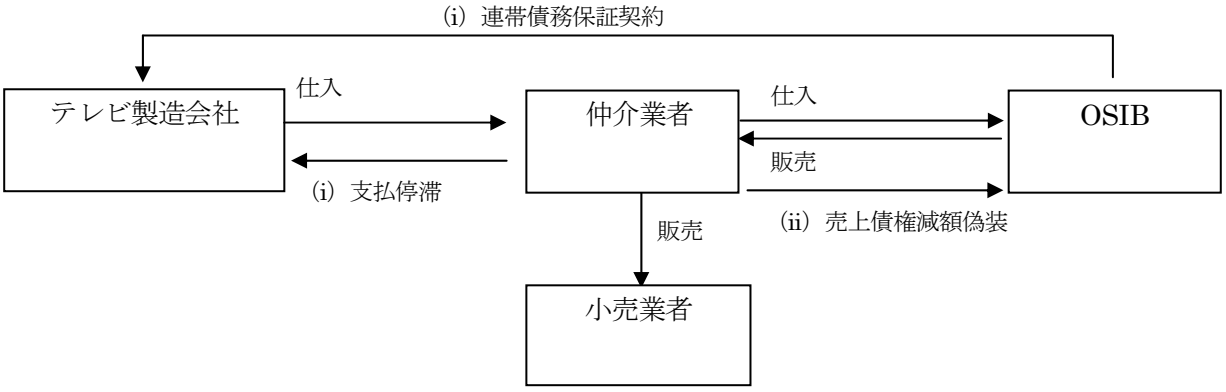

③同一売掛金を利用したファクタリングと手形割引の重複ファイナンス

OSIB は、長期化した売上債権を流動化し運転資金を調達するため、ファクタリングを実施する一方、これと同時に当該売上債権を手形で回収し、金融機関に割引を依頼して換金することにより、同一の売掛金から二重に資金調達を行う不正処理を行っていました。

④その他不適切な会計処理等

上記以外に、具体的にはディストリビューターに対するリベート負担額の未計上、取引先からの前受金を計上せず当該取引先以外の売掛金消込みに充当する会計処理、借入を売掛金の減少と偽った会計処理がありました。

（2）優先株式の発行と本不適切な会計処理との関連の有無

当社が、平成 22 年 12 月に実施した第三者割当増資の前に、OSIB における本不適切な会計処理の実態を把握していたことを窺わせる資料は見当たりませんでした。

（3）当社グループにおける類似事象の存否

他の当社連結子会社における類似事象の有無を確認するため、OSIB での不正実行の背景と考えられる諸条件（独自資金調達の有無、当社グループ外の商材販売の有無等）で当社グループの国内、海外の全連結子会社を評価し、抽出された全ての会社に対し売掛金に関する証憑などの提出を義務付けた書面調査を実施いたしました。プリンタ事業の販売会社に関しましては、抽出から外れた会社であっても全社を対象といたしました。結論といたしまして、海外販売会社 24 社に関し調査を実施した結果、OSIB で行われていたような不適切な会計処理は発見されませんでした。

（4）過年度財務諸表に及ぼす影響

売上債権の過大計上（回収不能債権の隠蔽）や債務の未計上などによる不適切な会計処理等が当社連結業績に与える影響額は平成 19 年３月期の期首から平成 24 年３月期までの６年間[1]の累計で、当期純利益が 173 億円（億円未満を四捨五入して記載、以下同様）の損失とな

[1] 平成 24 年９月 11 日および平成 24 年９月 14 日の発表においては、各影響額につき、平成 19 年３月期の期首から平成 25 年３月期第一四半期までの６年３ヶ月間の累計影響額を記載しております。本報告書においては、平成 19 年３月期の期首から平成 24 年３月期までの６年間の累計影響額を記載しております。

ることが判明いたしました。さらに後述の通り、本不適切な会計処理により滞留期間が適正に把握されていなかった債権全般についてその回収可能性を再検討した結果、貸倒引当金を127億円計上し、合計では300億円の影響となることが判明しました。

要因別影響額　（百万円）（参考：百万ﾕｰﾛ）

		当期純利益（合計）	
	A．実体を伴わない売上と売掛金等の取消	△14,566	（△115）
	B．売上計上基準を満たさない流通在庫に係る売上・売掛金等の取消	△445	（△3）
	C．ディストリビューターに対するリベート負担額の未計上に係る売上・売掛金の取消	△2,231	（△20）
	D．その他	△43	（△0）
当期純利益の累計影響額（外部調査委員会による調査結果）		△17,285	（△139）

上表のAおよびBは、２－４（１）①「プリンタおよび消耗品事業における不適切な会計処理」に関連し、CおよびDは、２－４（１）④「その他不適切な会計処理等」に関連しております。

また、OSIB担当者は平成18年頃から会計システムへの入力時に実体取引の有無を識別する記号を付しており、会計記録上認定することができた本不適切な会計処理の開始時期は平成18年でありました。そこで、これ以前の実体を伴わない売掛金残高の水準についてOSIBの過去10年分の会計データを用いて解析を行ったところ、平成18年３月以前では実体を伴わない売掛金残高のデータが必ずしも確認できない状況であることから、平成18年４月期首を開始時期とし、平成24年３月までの６年間についての影響額を算定いたしました。

３．過年度決算訂正の内容

外部調査委員会の調査結果および会計監査人の監査結果を踏まえ、当社としましてもOSIBにて不適切な会計処理が行われていたことを認識し、過年度決算の訂正が必要であることを確認いたしました。

２－４（４）で記載したように外部調査で明らかになった影響額は、６年間の累計で当期純利益が173億円の損失でした。さらに外部調査の結果を受け、本不適切な会計処理により滞留期間が適正に把握されていなかった債権全般について、その回収可能性を再検討しました。これにより、テレビ販売活動に関わる仕入債務等の未認識債務74億円、およびその他の売掛金に対し貸倒引当金を53億円、計127億円を計上いたしました。

また、本不適切な会計処理は、OSIB担当者が記憶している限りでは、少なくとも平成11年頃から実行されていたようですが、前述の通り明確な記録が残っているのは平成18年以降であり、平成19年３月期の期首の純資産にはそれ以前の影響額を一括して計上しています。

平成24年３月期までの損益計算書に与える累計の影響額は、売上高が85億円の減少、営業利益が207億円の損失、経常利益が207億円の損失、当期純利益が300億円の損失となります。また、平成24年３月期末における貸借対照表に与える影響額は、純資産が263億円の減少になります。なお、当期純利益と純資産の差額は、為替換算調整勘定であります。

訂正対象は次のとおりです。

訂正対象	発表日
・平成20年３月期　第１四半期財務・業績の概況	平成19年 ７月27日
・平成20年３月期　中間決算短信	平成19年10月30日
・平成20年３月期　第３四半期財務・業績の概況	平成20年 １月29日
・平成20年３月期　決算短信	平成20年 ４月28日
・平成21年３月期　第１四半期決算短信	平成20年 ８月14日
・平成21年３月期　第２四半期決算短信	平成20年11月 ６日
・平成21年３月期　第３四半期決算短信	平成21年 ２月 ６日
・平成21年３月期　決算短信	平成21年 ５月12日
・平成22年３月期　第１四半期決算短信	平成21年 ７月31日
・平成22年３月期　第２四半期決算短信	平成21年11月 ５日
・平成22年３月期　第３四半期決算短信	平成22年 ２月 ３日
・平成22年３月期　決算短信	平成22年 ４月28日
・平成23年３月期　第１四半期決算短信〔日本基準〕(連結)	平成22年 ７月30日
・平成23年３月期　第２四半期決算短信〔日本基準〕(連結)	平成22年11月12日
・平成23年３月期　第３四半期決算短信〔日本基準〕(連結)	平成23年 １月28日
・平成23年３月期　決算短信〔日本基準〕(連結)	平成23年 ５月13日
・平成24年３月期　第１四半期決算短信〔日本基準〕(連結)	平成23年 ７月29日
・平成24年３月期　第２四半期決算短信〔日本基準〕(連結)	平成23年11月 １日
・平成24年３月期　第３四半期決算短信〔日本基準〕(連結)	平成24年 ２月 ３日
・平成24年３月期　決算短信〔日本基準〕(連結)	平成24年 ５月 ９日

これら過年度決算訂正の概要は、別紙１のとおりです。

第２項　改善措置

１．不適切な情報開示等を行った直接的原因（問題点）

１－１．OSIBについて

（１）前OSIB社長はインタビューにおいて、不適切な会計処理に至った動機について、資金的に行き詰まったディストリビューターの資金繰りを支援することがOEL、ODCの売上確保に繋がると考えていたことなどを理由として挙げています。しかしながら、それだけで、会計システムに明らかに虚偽の情報を入力したり、契約違反の方法で資金を調達するというのは尋常ではありません。当社としては前OSIB社長のこのような常軌を逸した行動が、本不適切な会計処理が発生した原因であると考えます。

（２）前OSIB社長は平成５年の同社設立以降、長年にわたりOSIBの代表者をつとめており、その行動を牽制する機能や人物が不在でした。当社は、このことが本不適切な会計処理の誘因の一つとなったと考えます。

（３）OSIB は、独自の外部倉庫、独自の資金調達手段（ファクタリング等）をもち、他の販売会社とは異なる会計システムの運用を実施していました。これらの環境が、本不適切な会計処理を継続させることにつながったと考えられます。

（４）OSIB の関係者は、本不適切な会計処理事案について、前 OSIB 社長の指示の不自然さは認識してはいたものの、人事的な報復を恐れ情報提供には至らなかったと述べており、このことが不適切な会計処理の発覚を遅らせた一因となったと考えられます。

１－２．OEL および ODC について

（１）ODC は、当社からの期待に応えるため、景気動向やプリンタ市場における変動等を十分に考慮せず、利益確保を販売拡大に依存した結果、OEL に高い目標達成の指示を出し、OEL は傘下の各販売会社、特に有力な販売会社である OSIB に対し、販売実力を超える高い販売目標を課しました。このことは、本不適切な会計処理を誘発した一因であると考えられます。

（２）OSIB を立ち上げ、独自の取引先を開拓して、プリンタ事業を急伸させた前 OSIB 社長は ODC および OEL における高い評価を得ていたため､OSIB の方針や経営手法に疑問があっても、積極的に指摘することができず、本不適切な会計処理の実態解明が遅れる一因となりました。

（３）ODC および OEL が OSIB に対し、他の販売会社には認められていない外部倉庫、独自の資金調達などの許可を与え、他の販売会社とは異なる会計システムの運用を認めていたことも、本不適切な会計処理を誘発した一因と考えられます。このうち会計システムについては、各販売会社の管理部門が売掛金明細等を確認することによりシステム投入データの妥当性チェックを行うプロセスが OSIB で機能していないことを検出することができませんでした。各種許可を OSIB に与えた時点においては合理的な理由があったと思われますが、その合理性について時間の経過とともに検証をすべきところ、ODC および OEL がこれを行わなかったことも、本不適切な会計処理を誘発し、その規模を拡大させた一因であると考えられます。

（４）OEL および ODC が OSIB のディストリビューターにおける流通在庫の水準を正確に把握し継続的にモニタリングを行う体制を構築していなかったことが、本不適切な会計処理が長期間にわたり発覚しなかった一因であると考えられます。

（５）OEL に内部監査機能はなく、また、ODC においては内部監査制度はもっているものの、人員や多言語対応面での脆弱な体制のため、制度が十分機能していなかったと考えられます。このことは、本不適切な会計処理が発覚しなかった一因であると考えられます。

（６）OEL および ODC の財務報告に係る内部統制(J-SOX)事務局（Local Project Management Office：以下「LPMO」という。）においては、OSIB の内部統制文書（業務記述書、RCM(リスク・コントロール・マトリックス)、フロー図）の評価プロセスにおいて、是正すべき点があったかどうかについての検証がなされなかったので、適切な内部統制の整備・運用が不十分でした。

OEL および ODC の LPMO が当社の J-SOX の専門部署（以下「内部統制推進チーム」という。）に対し、テレビ販売活動が OSIB の売上の約半分を占める状態になっても、プリンタ事業とは

異なるリスク特性を有している状況を伝達しなかったことも、本不適切な会計処理が発覚しなかった一因であると当社は考えます。

１－３．当社および当社グループについて

（１）当社は、平成 23 年６月以降 ODC からの OSIB の問題点に関する報告を受け、更なる実態の把握、および改善策についての指示を行ってきました。しかしながら、会計処理の適切性については、会計監査人等に相談するなどの対応をとらなかったため、問題の解決に時間を費やすこととなりました。また、当社は、ODC とともに、この問題を一部の役職員のみで処理しようとしたことから、OSIB 問題に対するアプローチが限定されるとともに、関与しない者の理解を得られず、OSIB での本不適切な会計処理に係る問題の解決に支障が生じました。

（２）当社グループ全体として売上計上基準や、売上債権・たな卸資産・固定資産・引当金などに関する実務的な会計手法の統一について、グループ連結全体を統括する当社から各連結子会社に対して方針の徹底や指導、モニタリングなどが不足していたことも、OSIB での長期にわたる不適切な会計処理を発見できなかった原因のひとつであると考えております。

（３）当社は経営者による当社グループの財務報告に係る内部統制（J-SOX）の有効性評価を支援するための部署として、内部統制推進チームを監査室内に設置しています。OSIB は、当社の連結財務諸表に及ぼす影響の重要性の高い会社に位置づけられており、全社的な統制だけでなく、売上、仕入れ、在庫等の重要な業務プロセスに係る統制についても、経営者による有効性の評価を実施することになっています。

OEL および ODC の LPMO により、OSIB の内部統制文書（業務記述書、RCM、フロー図等）の評価プロセスにおいて、是正すべき点があったかどうかについての検証がなされなかったため、当社の内部統制推進チームは、その妥当性の確認ができませんでした。

内部統制推進チームから、ODC や OSIB の LPMO に対する業務プロセスの文書化作成方針（事業において、金額的およびその内容が重要なものを可視化する）の周知が形式的になっており、テレビ販売活動が OSIB の売上の約半分を占める状態になっても、当該部署ではプリンタ事業とは異なるリスク特性を有しているテレビ販売活動についての状況を把握できなかったため、結果的に事業およびリスク特性に適合した内部統制の評価を実施することができませんでした。このことが本不適切な会計処理が発覚しなかった一因であると当社は考えます。

２． 再発防止に向けた今後の改善措置

２－１．OSIB の原因に対する再発防止策について

（１）OEL は平成 24 年９月 10 日、OSIB の前社長を懲戒解雇いたしました。あわせて、平成 24 年 10 月１日付で OEL の上級職を OSIB の後任社長に任命いたします。これにより、前社長の主導により行っていた本不適切な会計処理に関する一連の不正行為を止めることができると考えております。あわせて、後述する OSIB 取締役会、および上位組織から派遣される OSIB 取締役による OSIB 経営執行への牽制（２－１（２）、２－２（２）参照）や当社「グループ人事運営委員会」による役員再任可否判断（２－４（４）参照）などにより、今後同様な不正行為の発生を防げると考えております。

（２）OSIB の取締役会が実質的に機能していなかったことを反省し、平成 24 年 10 月に、OSIB の取締役会開催周期を日本国の会社法に則った国内連結子会社と同じく、最長でも３ヶ月に１回開催するよう、OSIB など販売会社の規程集である OEL の「Policy and Procedure」に規程として追加し、平成 24 年 10 月までに改定いたします。売上・売上債権・在庫などの財務会計データ（以下「モニタリング KPI」[2]という。）を定義するとともに、当社「グループ企業管理規程」に従い取締役会審議事項を事前に非常勤取締役などを含む出席者へ提供いたします。これらに加え、後述する上位組織から派遣される OSIB 取締役による上位組織への OSIB 取締役会開催内容報告（２－２（２）参照）などにより、実効性のある取締役会が実現され、取締役会による OSIB 経営執行への牽制機能が働くものと考えます。

（３）OEL の指示により、OSIB は、外部倉庫の利用を平成 24 年 12 月までに中止し、その機能を OEL が管理しているオランダにある倉庫に全て移管します。さらに、ODC からの借入を原資として、ファクタリング残額全額を平成 24 年８月 29 日に解消いたしました。手形割引については、新規割引分は停止、既存分は満期日決済にて、平成 24 年 12 月末までに解消いたします。以上により、OSIB による独自の資金調達は解消されます。また会計システムについては、これまで OSIB の管理部門が行うことになっていた売掛金明細確認等の投入データの妥当性チェックを OEL の管理部門が実施するよう、平成 24 年 10 月に変更いたします。これに加え、２－３（２）で述べる販売会社におけるモニタリング KPI の検証を行います。

本件のような不適切な会計処理の再発を防止するため、引き続き OSIB における全社レベル、決算財務報告プロセス、業務プロセスの各統制における不備の有無を確認する所存です。そのため、今後、ODC、OEL が内部統制文書（業務記述書、RCM、フロー図等）を使用しての再検証を行って（２－２（６）および２－３（３）参照）、発見された不備については必要な不備の是正を行います。これらにより、本不適切な会計処理の発生を防げると考えております。

（４）当社および国内当社グループ会社は、不正行為等の早期発見と是正を図るための内部通報制度として、通報・相談窓口を設置するとともに、通報者保護に関するルールとして「公益通報規程」を定め、イントラネット上で制度の利用方法等を示して従業員へ周知しています。OSIB を含む海外連結子会社においても当社および国内当社グループ会社と同様の通報者保護のためのルールを含めた内部通報制度とすべく、平成 24 年 12 月までに当社の「公益通報規程」と同様の規程を海外の連結子会社ごとに整備して周知いたします。特に、欧州全域に OSIB をはじめ多くの販売会社を有する OEL においては、窓口を多言語対応とするなど、確実に機能する通報制度を整備し、その運用状況および通報内容を ODC および当社に逐次報告する体制とします。また、同時に当社グループの「公益通報規程」を通報者の指定により各社の監査役および社外取締役にも通報できるよう制度を改定し、OSIB を含む海外連結子会社にも同様の規程を整備し適用いたします。

[2] モニタリング KPI とは、当社および当社連結子会社にて継続的にモニタリングすべき主要な経営管理数値です。具体的には、売上高、営業利益、売掛金・その保有日数、滞留売掛金(滞留の定義は事業特性を考慮)、たな卸・その保有日数、滞留たな卸（滞留の定義は事業特性を考慮)、当社グループ外からの仕入債務などの項目といたしますが、その限りではございません。

２－２．OEL および ODC の原因に対する再発防止策について

（１）OEL および ODC が OSIB に対し過度な販売目標を課したことは非常に大きな問題と捉えております。今後販売会社には、景気や市場の動向を調査会社などの客観的なデータを参照し、前年度実績などで自社状況を考慮した販売計画を策定させ、OEL および ODC はその計画を検証いたします。その上で ODC が販売目標を高くすることを求める場合には、販売促進費の上積み支援等の合理的な施策を付与するようにし、納得性の高い販売目標を設定いたします。その上で販売目標と実際の販売状況を常にモニタリングして、その変動に合わせて適切に対応いたします。さらに、販売拡大に依存しない利益を確保するために、平成 23 年度から実施している業務改革とコスト改善をさらに強化してまいります。

また、役員および従業員のコンプライアンス意識向上のため、財務報告の重要性を中心としたコンプライアンス教育を平成 25 年３月までに OEL および各販売会社の役員・従業員を対象に実施いたします。

（２）OEL から OSIB に対する牽制機能が働いていなかったことを反省し、平成 24 年 10 月に OEL の上級職を OSIB の社長として派遣いたします。

また、当社「グループ企業管理規程」に準拠し、OEL もしくは ODC は、上級職を OSIB を含む OEL 傘下の販売会社へ取締役として派遣いたします。派遣された取締役は、取締役会議案を事前に入手して、議案の妥当性を検証の上で取締役会に参加します。さらに同取締役は、開催された取締役会の内容を OEL もしくは ODC に報告することにいたします。以上を平成 24 年 10 月に OEL 傘下の全販売会社にて実施することにより、OSIB を含む OEL 傘下の販売会社に対する牽制機能を強化していきます。これらの措置を関連規程である OEL の「Policy and Procedure」、ODC の「権利および権限に関する規則」、「グループ企業管理規則」に折り込み、平成 24 年 12 月までに改定いたします。

なお、上位組織から派遣される取締役は、派遣先販売会社に対する牽制が目的であるため、経営管理、財務もしくは経理の分野での豊富な経験をもつものとします。また、今回の OSIB のように派遣される取締役が販売会社の社長となる場合もあります。派遣取締役を社長とするのか、常勤取締役とするのか、もしくは非常勤取締役とするのかは、派遣先販売会社の事業規模、経営状況、派遣される取締役の現地言語対応能力などを含むコミュニケーション力などを考慮した上で OEL もしくは ODC が決定いたします。

また、OEL 社長は販売会社の社長の雇用契約の更新に際しては、販売計画の達成度や前述のモニタリング KPI の結果などに加えて、社長としての適性も考慮したうえで、契約更新の可否を判断します。また、契約を更新する場合には提示年俸に関して ODC 社長に提案し、承認を得ることといたします。なお、職務遂行の監視が必要と判断した場合には、OEL から人材を直接配置し、当該代表者を牽制いたします。これらの措置についても関連規程である OEL の「Policy and Procedure」、ODC の「権利および権限に関する規則」、「グループ企業管理規則」に折り込み、平成 24 年 12 月までに改定いたします。

（３）本不適切な会計処理を長期間放置した結果となったことを反省し、２－１（３）で述べた対策に加え、それらの関連規程である OEL の「Policy and Procedure」、ODC の「権利および権限に関する規則」、「グループ企業管理規則」に販売会社における外部倉庫保有禁止、独自資金調達禁止、および会計システム投入データの妥当性チェック機能を OEL 管理部門が有することを折り込み、平成 24 年 12 月までに改定いたします。仮に特有の事情があり、ビジ

ネスを継続する上で異なるルールを適用せざるを得ない場合であっても、適切な決議機関（取締役会等）の承認を経て適用するとともに、その旨を販売会社の定款等に現地法に従い記載し、その合理性について定期的に検証してまいります。

（４）販売会社を統括しているODC、OEL、およびOKI DATA AMERICAS, INC.（以下「ODA」という。）は各販売会社のディストリビューターにおける流通在庫の水準を把握するために、販売会社の売上だけでなく、その先のディストリビューターからの販売状況も確認することにより、流通在庫をタイムリーに把握する体制を平成24年12月までに構築します。

（５）ODC監査室の人員、実施期間および手続きなどの内部監査体制が十分機能していなかったことの反省に立ち、平成24年12月までに現在の陣容を増強いたします。新たに加える監査員を中心に、外部の内部監査セミナーなどの関連教育へ参加させることで、監査能力の向上にも努めてまいります。OSIBを含むOEL傘下の販売会社については、まず早期（平成24年10月から１年半以内）に、ODC監査室がODCおよび当社グループ内の応援を得て監査を行います。これと並行して、OELでは、平成25年3月までに、外部の専門家の助言を受けて、内部監査業務の担当者を採用の上、OSIBをはじめとするOEL傘下の販売会社の内部監査を実施するための専門部署を設置します。当該専門部署は、設置後すみやかに、ODC監査室が先行して実施しているOEL傘下の販売会社の監査に加わり、内部監査を実施いたします。当該専門部署によるOEL傘下の販売会社の監査にあたっては、ODC監査室が当該専門部署に、監査対象や重要項目を指示書をもって通達し、当該専門部署から当該監査の報告を行わせるよう、当該専門部署設置後すみやかに制度化します。また、ODCグループにおける重要連結会社についても、まずは早期（平成24年10月から１年半以内）に、ODC監査室がODCおよび当社グループ内の応援を得て監査を行います。

これまで監査の周期は明確化されていませんでしたが、こうした監査体制の質量両面を増強した上で、上記の早期に実施する監査の後、平成26年４月より、OSIBを含むOEL傘下の販売会社とODCグループの重要連結会社は原則２年に一度、その他のJ-SOX対象会社は原則３年に一度、内部監査を実施してまいります。ODC、OELは、そのための関連規程の見直しを平成25年３月までに行います。

（６）２－１（３）に記載のとおり、継続してOSIBにおける全社レベル、決算財務報告プロセス、業務プロセスの各統制における不備の有無を確認するため、OELおよびODCのLPMOは、OSIBの内部統制文書（業務記述書、RCM、フロー図等）を見直して、評価プロセスにおいて是正すべき点については、適切な内部統制を整備・運用するよう是正します。OSIBのテレビ販売活動のリスクを把握できなかったという事態の再発を防ぐため、リスク特性の観点で分類すべき可能性のある事業の有無を内部統制文書（業務記述書、RCM、フロー図）を使用し、再検証します。その結果、評価プロセスにおいて是正した内容や該当する可能性のある事業についてはその金額的規模・内容等について当社の内部統制推進チームに報告し、当社の平成25年３月期以降の財務報告に係る内部統制が有効となるよう是正してまいります。これにより、２－１（３）のような不備の発見にもつながります。

２－３．当社および当社グループの原因に対する再発防止策について

（１）本不適切な会計処理に係る問題について、会計監査人、社外取締役、監査役などへの相談を適時に行わず、また一部の役職員のみで対応したことが問題解決の妨げとなったことを反省し、当社の社長を委員長とし、社外取締役および監査役をアドバイザリーとするリスク管理委員会（仮称）を、平成 24 年 10 月に設置いたします。同委員会は、各事業を担当する当社執行役員（ODC 社長含む）より、会計処理の適切性など、事業活動に伴うリスク情報について報告を受け、リスクの顕在化を防ぐための施策を推進します。同委員会は半期ごとに定期開催するほか、必要に応じ随時開催いたします。これとあわせて、当社「執行役員規程」に、執行役員がリスク情報を上記委員会に報告すべきことを記載し、平成 24 年 10 月に改定します。以上により、各事業部門が当社「グループ企業管理規程」に基づき主管する子会社のリスクについても、リスク管理委員会において的確に情報を把握し、対処できる体制となります。

また、上記の前提として、子会社において問題が生じた場合は、当社「グループ企業管理規程」に則り組織的に対応にあたるという基本ルールを、当社執行役員、ODC 取締役・執行役員、および OEL とその傘下の販売会社の役員に再徹底いたします。当該規程を上記の全員に再度確認させ、確認者の署名を入れた確認書を平成 24 年 12 月までに再発防止委員会に提出させます。

以上の施策を実効性あるものとするためには、役員をはじめとするグループ構成員の意識改革が不可欠であると考えております。そのための施策として、まず平成 24 年 10 月末までに、当社および ODC の役員によるコンプライアンス・コミットメントを制定いたします。あわせて、「OKI グループ行動規範」を見直し、課題をいち早く共有し的確に対応できる「言う、言える、聞く」企業風土の醸成を基本姿勢として示すとともに、規範中の財務報告に係る条項の記載をより詳細なものとします。役員・社員が本規範に違反する行為、または違反する恐れのある行為が行われていることを知った場合の内部通報制度の活用や、本規範に違反したときは法令や就業規則に照らし処分の対象となる場合があることなども運用体制に明記し、平成 24 年 12 月までに改定いたします。全連結子会社においても平成 25 年３月までに本改定を取締役会で採択し、役員・従業員に対して改定後の本規範を上記コンプライアンス・コミットメントとともに周知いたします。さらに、当社役員を対象に今回の事象をテーマとした勉強会を平成 24 年 12 月までに実施し、その後も新任執行役員の就任時などを含め継続的に実施するなど、経営トップが率先してコンプライアンス意識の醸成と徹底に努めてまいります。

これに先立ち、平成 24 年 10 月１日に実施した平成 24 年下期方針説明会において、コンプライアンスの重要性について、トップ自らの言葉で当社、および国内連結子会社の役員・従業員に伝えました。本メッセージはイントラネットを通じ、海外連結子会社にも多言語で発信いたします。

（２）ODC、OEL および OSIB を含む当社グループの全連結子会社について、売上計上基準や、売上債権・たな卸資産・固定資産・引当金などに関する実務的な方針や手法を徹底するため、現状年１回のみ開催している経理説明会を平成 24 年度下期より半期１回とし、実務的手法などについて充分な解説を行ないます。さらに当社連結子会社でのその後の運用状況について調査票などによって定期的な確認も実施し、会計方針・手法の統一を実務面でも徹底します。また主要財務数値を中心としたモニタリング KPI を定義し、その経営管理への有用度などに

関する調査を毎年各連結子会社に実施してその定義を見直しながら、グループ内での運用の定着を図ってまいります。また当社は、販売会社におけるモニタリングKPIについて、OELおよびODCからタイムリーに検証（異常値検出など）できるような環境を平成25年２月末までに整備し、平成25年３月から毎月のmCA[3]でその結果を報告するようにいたします。この環境整備および結果報告の対象範囲は、平成25年４月から、OEL傘下以外のJ-SOX対象会社へも順次拡大してまいります。

（３）当社の内部統制推進チームは、２－２（６）でOELおよびODCのLPMOが、OSIBの内部統制文書（業務記述書、RCM、フロー図）を見直した評価プロセスにおいて是正した内容については、その妥当性を確認します。

内部統制推進チームから、重要連結会社のLPMOに対する業務プロセスの文書化作成方針(事業において、金額的およびその内容が重要なものを可視化する）の周知を徹底し、財務報告に係る内部統制について、各主管事業のリスク特性の観点で分類すべき可能性のある事業の有無を内部統制文書（業務記述書、RCM、フロー図）を使用し、再検証の上、当社の内部統制推進チームに報告させ、その妥当性を確認します。

当社の内部統制推進チームは、必要に応じて監査法人に確認の上、これを分類すべきかの判断結果をLPMOに通知し、その結果に基づいてLPMOが各担当部署に必要な手続を実施させる仕組を平成25年３月までにOSIBを含めた重要連結会社で構築します。

以上の防止策により、財務報告に係る内部統制が有効になるよう是正してまいります。これにより、２－１（３）のような不備の発見にもつながります。

２－４．その他の改善措置

第２項１の直接的原因に対する改善措置ではありませんが、背景および間接的原因に対する改善措置や、同様事象発生の予防保全として水平展開すべき改善措置を以下に示し、検討および実行してまいります。

（１）連結経営強化

当社は経営方針のひとつとしてグループ連結経営を掲げております。しかし、本不適切な会計処理が行われていたこと、およびそれを長期間発見できなかったことより、適切なグループ連結経営が十分に行われていなかったと判断せざるをえません。当社グループ連結経営の基本を周知徹底することを目的とし、全連結子会社の代表者は従業員に当社「グループ企業管理規程」(海外の場合は多言語化されたもの）を再度周知させ、代表者の署名を入れた周知徹底済確認書を平成25年3月までに再発防止委員会に提出させます。

（２）子会社取締役会の強化

OSIBの取締役会が実質的に機能していなかったことを反省し、平成24年12月までに全連結子会社の取締役、監査役の兼務状況を当社、ODCおよびOELなどの親会社が見直し、管理監督を十分に行える体制を整備いたします。そのため、２－１（２）および２－２（２）で述べた取締役会の強化施策を当社連結子会社全体にも、平成24年12月までに適用いたします。

[3] mCA（マルチプル・チェック・アンド・アクション）とは、予算実績管理を主目的に経営状況のモニタリングおよびその分析を行い、その結果を踏まえたアクション・プランを策定し、進捗状況を管理する会議です。

また、取締役会は原則的に当該連結子会社の所在地で開催することとしますが、必要に応じてTV会議や電話会議なども積極的に活用してまいります。

取締役会での最低限の審議項目を当社グループで統一し、前述のモニタリングKPIを定義するとともに、当社「グループ企業管理規程」に従い審議事項を事前に参加者へ提供させ、実効性のある取締役会となるようにいたします。

（3）「グループ企業管理規程」の見直し

OEL、ODCにおける「グループ企業管理規程」相当の規程の見直しは、２－２（２）において述べた通りですが、今回の改善措置検討の段階において、当社は、連結子会社の親会社が各連結子会社への権限付与の状況を把握し、定期的にその権限の範囲を見直すことを義務付ける等、「グループ企業管理規程」自体を実効性のある規程にしてゆく必要性を感じました。つきましては、当社は平成24年12月までに「グループ企業管理規程」の細則を制定し、ODC、OEL、およびODAなどの、子会社を持つ会社に展開し、これを受けた関連規程の見直しを平成25年３月までに実施してまいります。「グループ企業管理規程」の細則には、「営業上の権限の範囲」に資金調達方法、製品在庫管理方法、売上債権管理方法および自主事業運営方法を含み、さらに人事面での待遇や罰則規程を含めた会社の経営管理一般に関する権限付与状況の把握・見直しに関する規程を含むものとします。

（4）人事管理の見直しについて

当社は、連結子会社の役員による不適切な職務執行を防止する観点から、各社の役員クラスの人材の役割や業務実績をより正確に把握するため、現在ODCを含む国内連結子会社を対象に年１回実施している「グループ人事運営委員会」の対象範囲を、平成25年３月より、OEL、ODAを含む海外連結子会社にも拡大いたします。グループ人事運営委員会では、業務実績を適正に評価したうえで、役員の再任可否を判断することにいたします。再任可否にあたっては、在任期間を考慮するとともに、納得性のある理由があるか否かを十分に検討したうえで、慎重に再任の決定を下すことを徹底いたします。特に海外販売会社において、現に在職期間が長期となっている代表者については、その状況を確認し、平成24年12月までに交代是非を親会社が決定いたします。なお、営業戦略上、交代が困難または非効率である場合は、親会社（直接の親会社、その親会社、場合によってはさらにその親会社）から人材を直接配置し、当該代表者を牽制して、職務遂行の監視を強化いたします。

（5）人事ローテーションについて

当社およびODCでは、高い専門性を必要とされる部署（たとえば、経理、人事・総務）の人材が長期間同じ職場に在籍する傾向にあり、その職種、職場の発想から脱することが困難となり、他部門との正常なコミュケーションに支障をきたす可能性もあります。知見を広げる観点からも、特に在籍年数の長い人材を中心としたローテーション（担当業務変更、他部署への異動）や、海外派遣要員の育成を目的とした、海外連結子会社における半年程度の業務応援（短期海外トレーニー制度）などを検討し、平成25年４月の定期異動に反映することといたします。

当社では職種間の人事ローテーションを積極的に実施し、事業に対して幅広く多面的な知見を持った人材を育成する施策を強化してまいります。具体的には、現在細分化された職種別採用となっている新卒採用について、「事務系」などの大枠での採用への切り替えを平成24

年11月までに検討し、平成24年12月１日に開始される次次年度採用活動にそれを反映いたします。また、毎年実施しているCDP（Career Development Program）を従前にも増して活用し、本人のキャリアプランとのマッチングを図りながら、部門間・職種間のローテーションを計画的に実施いたします。具体的には、毎年２月に実施している新年度に向けた組織体制および人事異動の検討の中で、人事部門と事業部門が協議して決定してまいります。

（６）懲罰ルールの明確化と周知

「OKIグループ行動規範」の見直しと同時に当社「就業規則」を改定し、法令や行動規範をはじめとする社内ルールに違反した場合の罰則について、より明確に規定いたします。ODCをはじめとする当社連結子会社においても同様に「就業規則」などを改定し、違反行為については厳罰で臨むことを役員・社員に周知してまいります。

（７）情報システムに係る権限規程の見直し

当社は連結子会社の会計システムの仕様の正確性、およびその承認権限の妥当性を確認するために、平成25年３月末までに情報システムに係る権限規程の見直しを行い、それを管理する体制を構築します。当社以外の子会社を持つ会社は当社もしくはその上位組織の方針を踏襲し当社同様に体制を構築します。

（８）経理部門長会議および経理部門の牽制

経理部門の連結子会社管理体制を強化するため、現在実施中のグループ経理部門会議の対象会社の範囲を平成24年度12月までに拡大し､現在対象としているODCおよびOELに加え、OSIBも新たに対象として、情報の共有、多面的な角度からの問題点の発見、対応の立案を迅速に図っていきます。さらに、当社および国内外すべての連結子会社を対象として、各部門、各社での日常事業活動に対し各経理部門がどのレベルの牽制機能を有しているかの実態調査を平成24年12月までに実施し、必要に応じて牽制強化を指示するなどの是正措置を平成25年３月までに実施します。

（９）会計監査の中身の確認と監査状況報告書

当社および全連結子会社の会計監査の状況について、各部門・各社の外部会計監査人が例えば売上債権の実在性をどのような手段で確認しているのか、また債務の網羅性を検証するための実際手続きがどうなっているかなど、具体的な監査手続きに関する実態調査を各部門・各社の被監査部門である経理部門を対象に平成24年12月までに改めて行い、外部会計監査が適切に行われているかの確認を行います。各連結子会社での監査状況については平成20年度より監査状況報告書の提出を行っておりますが、現在その適用範囲はOELなど一部に限られているため、平成25年度３月期第２四半期決算より、OSIBを含む全連結子会社まで適用範囲を拡大してまいります。

（１０）内部監査周期の見直し

これまで監査の周期は明確化されていませんでしたが、平成24年10月より当社グループの重要連結会社は原則２年に一度、その他のJ-SOX対象会社は原則３年に一度内部監査を実施してまいります。

（１１）監査部門長会議

内部監査計画の進捗状況や課題を情報共有するため、当社グループ会社の監査部門長会議を平成24年度下期より半期に一度の周期で開催してまいります。

（１２）企業風土の改革とコンプライアンス意識の向上

当社は企業理念に則り責任ある経営を推進するため、平成19年に「OKIグループ行動規範」を定め、国内外全ての連結子会社においても同規範を採択しております。今回の事態に鑑みて、前述の通り本規範を改定し、役員・従業員に改めて周知徹底いたします。

あわせて、当社グループの役員・従業員を対象としたコンプライアンス教育を強化してまいります。本不適切な会計処理につながった販売行為などを事例として取上げたｅ－ラーニングを平成24年11月に国内の全連結子会社を対象として実施し、同時に受講者のコンプライアンス意識に関する調査を行うとともに、幹部社員登用予定者研修などの階層別研修にもこのテーマを織り込んでまいります。

なお、当社は平成24年９月11日付の取締役会において、本不適切な会計処理に係る対策立案、モニタリングを目的とした「再発防止委員会（委員長：川崎社長）」の設置を決議、同日付で設置し、推進活動を開始いたしました。再発防止策の進捗状況の確認は、再発防止委員である当社コーポレート部門長が責任を持ってモニタリングいたします。

※補足

１．当社には「グループ企業管理規程」などの全規程類の主管部門や運用管理（改定状況の監視など含む）を定義する「規程類管理規程」があります。規程の改定が必要な時には、主管部門長が改定案を作成し、当社「取締役会規程」、「権限規程」により、内容の重要度に応じて取締役会決議もしくは社長、担当役員または担当部門長が決裁することになっております。規程類の改定状況は当社総務部長が監視しております。このようにして当社規程類の正確性を担保しております。

２．子会社においては当該子会社の「取締役会規程」またはこれに相当する規程により、重要な規程の改定は取締役会決議を必要としております。親会社から派遣されている取締役は、その改定内容の確認および規程類の改定状況の監視を行っております。このようにして子会社規程類の正確性を担保しております。

３．原則として改善措置は、当社、ODC、OEL、OSIB を中心に記載しております。記載以外の当社連結子会社においても上位組織や親会社の規程や細則変更に伴い、当該会社における改善活動や当該会社における規程や細則の変更が生じる場合があります。

４．現在、当社グループは当社および連結子会社合計で 85 社(本報告書では「当社グループ会社」という。）により構成されております。そのうち財務報告に係る内部統制関連の法令対象会社、すなわち売上高、もしくは売上原価が上位から全体の概ね 95%に入る会社は当社を含め 42 社(本報告書では「J-SOX 対象会社」という。)、さらにそのうち重要連結勘定科目(売上高、売上原価、売掛金、たな卸高、固定資産、繰延税金資産、退職給付引当金)で上位から全体の概ね２/３に入る会社が当社を含め 15 社(本報告書では「重要連結会社」という。)あります。本報告書にて述べる各種改善措置は、原則的には、①重要連結会社、②J-SOX 対象会社、③当社グループ会社という範囲の順で実施してまいります。（平成 24 年７月１日時点の当社グループ会社一覧は、別紙２をご参照ください）

２－５． 改善措置の実施スケジュール

改善措置項目につきましては、できるだけ早く着手し、平成 25 年３月までは再発防止委員会において、またこれ以降は各項目の主管部門において、その進捗および効果を検証しながら着実に実施してまいります。項目によっては時間を要するものもありますが、これらについてもスケジュールを明確にして、二度とこのような事態を起こすことのないよう、グループ全体に徹底してまいります。

改善措置項目			平成24年 ～9月	10月	11月	12月	平成25年 1月	2月	3月	4月～
OSIB										
	2－1（1）	社長交代	★解雇済	★新社長任命						
	2－1（2）	取締役会開催サイクルの短期化		★改訂	運用継続					→
	2－1（3）	外部倉庫利用中止				★実施				
		独自資金調達の解消	★ファクタリング解消済	新規手形割引停止	→	★手形割引解消実施				
		会計システムへの投入データ妥当性チェック		★実施	運用継続					→
		各統制における不備の有無の確認		★検討開始	→ 是正活動	→	★発見・是正	→ 運用	★完了	
	2－1（4）	内部通報制度整備		検討	→	★実施				
OELおよびODC										
	2－2（1）	納得性の高い販売目標の設置、目標と販売状況のモニタリング実施		★実施	運用継続					→
		OEL、販売会社：コンプライアンス教育（役員・従業員）		←		★実施	→	→	→	
	2－2（2）	OEL：傘下販売会社へ取締役派遣		★実施	運用継続				→	
	2－2（3）	OEL：規程の改定（外部倉庫・独自資金調達・会計データ関係）		検討	→	★実施				
	2－2（4）	流通在庫の把握体制構築		検討	→	★実施				
	2－2（5）	ODC：監査室人員増強		検討	→	★実施				
		OEL傘下販売会社への監査		→		★監査実施（H24.10から1年半以内）				→
		OEL：内部監査専門部署の設置		検討	→		→	→	★実施	
		ODC重要連結子会社への監査		→		★監査実施（H24.10から1年半以内）	→	→	→	→
		監査頻度明確化、規程見直し		検討	→		→	→	★完了	
	2－2（6）	リスク特性の観点で分類すべき可能性のある事業の有無の、内部統制文書およびRCMを使用した再検証実施		検討	→	実施	→	→	★完了	
		上記で該当する可能性のある事業のOKI内部統制推進チームへの報告、是正		検討	→	実施	→	→	★完了	
当社および当社グループ										
	2－3（1）	リスク管理委員会（仮称）の設置・運用		★設置	→ 運用	→	→	→	→	→
		執行役員規程の改定（執行役員がリスク情報をリスク管理委員会へ報告することを記載）		★改定	→	→	→	→	→	→
		「グループ企業管理規程」に則り組織的に対処することに係る「確認書」の提出（当社執行役員・ODC取締役・執行役員・OEL役員・傘下販売会社役員）		→	→	★提出	→	→	→	→
		「コンプライアンスコミットメント」		★制定	→	→	→	→	→	→
		OKIグループ行動規範の改定		検討	→	★完了	→	→	→	→
		全連結子会社でのOKIグループ行動規範改定版の採択と周知徹底		→	→	採択	→	→	★完了	→
		トップメッセージ配信		★実施	→	→	→	→	→	→
	2－3（2）	経理説明会（会計方針・手法の統一と徹底）		→ ★実施	→	→ 半年毎に実施	→	→	→	→
		モニタリングKPI、連結子会社への調査		→ 実施	→	→	→	→ ★完了	→	→
		販売会社モニタリングKPI体制整備（OEL・ODC）		→ 検討	→	→	→	→ ★完了	→	→
	2－3（4）	重要連結子会社において、財務報告に関する内部統制についてリスク特性の観点で分類すべき可能性のある事業の有無を、内部統制文書を使用し再検証実施		→ 検討	→	実施	→	→	★完了	→

改善措置項目	平成24年 ～9月	10月	11月	12月	平成25年 1月	2月	3月	4月～
連結経営強化								
2－4（1） 「グループ企業管理規程」を周知徹底し「確認書」の提出（従業員）		周知					★完了	
子会社取締役会の強化								
2－4（2） 全連結子会社：取締役、監査役兼務状況		検討		★実施				
グループ企業管理規程の見直し								
2－4（3） 細則制定		検討		★（当社）実施			★（全連結子会社）実施	
人事管理の見直し								
2－4（4） グループ人事運営委員会の対象会社拡大							★OEL、ODAを含む海外子会社適応完了	
在籍年数の長い代表者の交替是非を親会社が決定	検討			★交替是非決定				
人事ローテーションについて								
2－4（5） 在籍年数の長い人材のローテーション	検討							★定期異動に反映
海外短期トレーニー制度	検討							★定期異動に反映
細分化された職種別採用を「事務系」などの大枠採用への切り替え	検討		★検討完了					
職種間ローテーション	検討					★仕組み検討完了		
懲罰ルールの明確化								
2－4（6） 就業規則の改定		検討		★完了				
情報システムに係る権限規程の見直し								
2－4（7） 連結子会社の情報システムに係る権限規程の見直し		検討					★完了	
経理部門長会議および経理部門の牽制								
2－4（8） グループ経理部門会議の対象会社拡大				★実施		半年毎に実施		
牽制機能の実態調査				調査完了			★是正措置完了	
会計監査の中身確認および監査状況報告書								
2－4（9） 監査手続きに関する実態調査				★調査完了				
監査状況報告書の提出範囲拡大			★実施	毎四半期毎に実施				
内部監査周期の見直しに基づいた内部監査の実施 2－4（10）				★監査実施（H24.10から）				
監査部門長会議 2－4（11）			半年に1回実施					
企業風土の改革とコンプライアンス意識の向上								
2－4（12） コンプライアンス教育実施			★e-learning・意識調査実施					

３．関係者の処分

当社は、今回の不適切な会計処理が、当社に大きな損失をもたらした責任を重く受け止め、次のとおり関係者の処分を行いました。

（１）直接関与者

OSIB 前社長		懲戒解雇　平成 24 年 9 月 10 日付

（２）OKI の関係役員

杉本 晴重	当社顧問（ODC 前社長）	辞任　平成 24 年 9 月 30 日付
川崎 秀一	代表取締役社長執行役員	報酬減額 30% 3 ヶ月
佐藤 直樹	代表取締役副社長執行役員	報酬減額 30% 3 ヶ月
鈴木 久雄	専務執行役員 コンプライアンス責任者	報酬減額 30% 2 ヶ月
平本 隆夫	取締役常務執行役員 ODC 代表取締役社長	報酬減額 30% 2 ヶ月
畠山 俊也	執行役員 経理部長、元 ODC 経理担当役員	報酬減額 30% 3 ヶ月
森丘 正彦	執行役員 ODC 取締役副社長	報酬減額 30% 2 ヶ月
矢野 星	取締役専務執行役員	報酬減額 10% 2 ヶ月

上記の報酬減額は平成 24 年 10 月報酬から実施。

なお、監査役　福村 圭一（元経理担当役員）は報酬月額の 10% 2 ヶ月を自主返上。

（３）その他の関係者

OKI、ODC、OEL、および OSIB におけるその他の関係者については、
就業規則に基づき、厳正に処分を行います。

４．　不適切な情報開示等が投資家および証券市場に与えた影響についての認識

このたびの当社連結子会社の不祥事により、過去に開示しておりました過年度の決算公表数値が不適切な情報開示となり、株主、投資家ならびに関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけするとともに、株式市場の信頼を損ねる結果になったことにつきまして、深くお詫び申し上げます。上場企業として、本不適切な会計処理の事態を重大に受け止め、二度とこのような不適切な情報開示を行うことのないよう、当社グループの全役員および全従業員が一丸となって再発防止策を確実に実行し、関係各位の信頼回復に鋭意努力していく所存でございます。

（別紙１）訂正による過年度業績への影響

（百万円、影響率は訂正前に対する影響額の比率：％）

年度		訂正前	訂正後	影響額	影響率
平成18年3月期	当期純利益	―	―	△ 7,909	―
	純資産	140,223	132,204	△ 8,019	△ 5.7
	総資産	618,859	624,066	5,207	0.8
平成19年3月期	売上高	718,767	716,967	△ 1,800	△ 0.3
	営業利益	△ 5,410	△ 6,582	△ 1,172	―
	経常利益	△ 12,762	△ 13,934	△ 1,172	―
	当期純利益	△ 36,446	△ 37,775	△ 1,329	―
	純資産	115,973	105,921	△ 10,052	△ 8.7
	総資産	628,398	632,830	4,432	0.7
平成20年3月期	売上高	719,677	719,756	79	0.0
	営業利益	6,200	5,385	△ 815	△ 13.1
	経常利益	△ 3,887	△ 4,702	△ 815	―
	当期純利益	567	△ 313	△ 880	―
	純資産	101,376	90,138	△ 11,238	△ 11.1
	総資産	570,819	574,371	3,552	0.6
平成21年3月期	売上高	545,680	544,529	△ 1,151	△ 0.2
	営業利益	410	△ 629	△ 1,039	―
	経常利益	△ 6,189	△ 7,228	△ 1,039	―
	当期純利益	△ 45,011	△ 46,188	△ 1,177	―
	純資産	58,683	48,408	△ 10,275	△ 17.5
	総資産	396,963	398,188	1,225	0.3
平成22年3月期	売上高	443,949	442,949	△ 1,000	△ 0.2
	営業利益	13,957	6,508	△ 7,449	△ 53.4
	経常利益	8,768	1,320	△ 7,448	△ 84.9
	当期純利益	3,619	△ 3,836	△ 7,455	―
	純資産	64,810	47,607	△ 17,203	△ 26.5
	総資産	383,640	377,894	△ 5,746	△ 1.5
平成23年3月期	売上高	432,685	432,651	△ 34	△0.0
	営業利益	11,049	6,308	△ 4,741	△ 42.9
	経常利益	5,906	1,166	△ 4,740	△ 80.3
	当期純利益	△ 27,001	△ 31,809	△ 4,808	―
	純資産	59,903	38,859	△ 21,044	△ 35.1
	総資産	372,192	368,822	△ 3,370	△ 0.9
平成24年3月期	売上高	428,104	423,480	△ 4,624	△ 1.1
	営業利益	17,415	11,980	△ 5,435	△ 31.2
	経常利益	14,550	9,075	△ 5,475	△ 37.6
	当期純利益	8,000	1,555	△ 6,445	△ 80.6
	純資産	67,524	41,251	△ 26,273	△ 38.9
	総資産	374,829	368,065	△ 6,764	△ 1.8
合計	売上高	―	―	△ 8,530	―
	営業利益	―	―	△ 20,651	―
	経常利益	―	―	△ 20,689	―
	当期純利益	―	―	△ 30,003	―
	純資産	―	―	△ 26,273	―
	総資産	―	―	△ 6,764	―

（別紙２）【当社グループ会社一覧】　　※平成 24 年７月１日現在

①重要連結会社 15 社
沖電気工業（株）
（株）沖電気カスタマアドテック
（株）沖データ
沖ウィンテック（株）
長野沖電気（株）
（株）OKI ソフトウェア
（株）OKI プロサーブ
OKI EUROPE LTD.
OKI DATA AMERICAS, INC.
OKI SYSTEMS（DEUTSCHLAND）GMBH
OKI SYSTEMS（IBERICA）S.A.U.
OKI DATA MANUFACTURING（THAILAND）CO., LTD.
OKI HONG KONG LTD.
沖電気実業（深セン）有限公司
沖電気怡化金融設備（深セン）有限公司

②J-SOX 対象会社（重要連結会社以外）27 社
静岡沖電気（株）
（株）沖電気コミュニケーションシステムズ
沖プリンテッドサーキット（株）
（株）沖センサデバイス
沖エンジニアリング（株）
沖マイクロ技研（株）
（株）沖デジタルイメージング
日本ビジネスオペレーションズ（株）
（株）エム・エル・サプライ
（株）OKI テクノパワーシステムズ
（株）オー・エフ・ネットワークス
（株）OKI メタルテック
沖電気通信科技（常州）有限公司
OKI（UK）LTD.
OKI SYSTEMS（NORWAY）A/S
OKI SYSTEMS（UK）LTD.
OKI SYSTEMS（DANMARK）A･S
OKI SYSTEMS（HOLLAND）B.V.
OKI SYSTEMS（ITALIA）S.P.A.
OKI SYSTEMES（FRANCE）S.A.
OKI SYSTEMS（FINLAND）OY
OKI SYSTEMS（SWEDEN）AB

OKI SYSTEMS (POLSKA) SP.Z.O.O.
OKI DATA DO BRASIL, LTDA.
OKI DATA DE MEXICO S.A. DE C.V.
日沖商業（北京）有限公司
日沖電子科技（昆山）有限公司

③その他の当社グループ会社（J-SOX 法令対象外会社）43 社
（株）沖コムテック
（株）オキシーテック
（株）ペイメントファースト
（株）オー・ピー・エム
沖コンサルティングソリューションズ（株）
（株）OKIACCESS テクノロジーズ
（株）アドバンストﾞ・ウェーブ・システムズ
（株）沖情報システムズ
（株）オービーシー・ワークス
（株）アダチ・プロテクノ
（株）OKI ハイテック
（株）OKI プロアシスト
（株）沖ワークウェル
（株）オーケーエンタプライズ
（株）オーテム
芝浦沖電設（株）
ジェイ・エヌ・オー（株）
（株）沖アドバンストコミュニケーションズ
（株）沖ソフトウェアエキスパートサービス
（株）ティー・アイ・イー
富岡電子（株）
（株）ジェイアイピーテクノ
（株）トラステック
OKI SYSTEMS HOLDING CO., LTD.
OKI SYSTEMS (IRELAND) LTD.
OKI SYSTEMS (MAGYARORSZAG) KFT.
OKI SYSTEMS (CZECH & SLOVAK) S.R.O.
OKI SYSTEMS (THAILAND) LTD.
OKI DATA (SINGAPORE) PTE. LTD.
OKI PRECISION (THAILAND) CO., LTD.
沖電気軟件技術（江蘇）有限公司
OKI SYSTEMS KOREA CO., LTD.
日沖信息（大連）有限公司
OKI ELECTRIC AMERICA, INC.
OKI SYSTEMS (HONG KONG) PTE. LTD.

OKI SYSTEMS ve YAZICI COZUMLERI LS.
OKI DATA HOLDINGS (AUSTRALIA) PTY. LTD.
OKI DATA SERVICE (AUSTRALIA) PTY. LTD.
OKI DATA (AUSTRALIA) PTY. LTD.
LLC “OKI SYSTEMS RUS”
沖微型技研（香港）有限公司
沖電気線路科技（常州）有限公司
日沖電源貿易（深セン）有限公司